

❖ 養育費に関する公正証書等作成支援補助金のご案内 ❖



養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支えるうえで重要な子どもの権利です。ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を市が補助します。

対象者 (受給要件)	交付申請時において次の要件をすべて満たす人が対象です。 1. 伊勢崎市に住民登録があるひとり親家庭の人 2. 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している人 3. 養育費を請求する権利を定めた「強制執行を認諾する文書を含む公正証書」「調停調書」「審判書」「判決書」「和解調書」等を有している人 4. 令和4年4月1日以降に養育費の取り決めに係る経費を負担している人 5. 過去に同様の補助金の交付を受けていない人
補助対象	養育費の取り決めに要した本人が負担した費用分を対象とします
補助額	経費の全額(ただし、上限額 4万3千円) 1人1回のみ

(注意)調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外です。

当事者間で作成した「合意書」「覚書」「離婚協議書」等の作成費用は対象外です。

●申請方法● 公正証書を作成した日(令和4年4月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内に子育て支援課に申請してください。(対象者ご本人が窓口で申請してください。)

●必要書類等● 養育費の取り決めに係る費用分を対象とします。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票
※児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書の写し
- (2) ①公正証書作成費用の領収書原本
(宛名・領収年月日・領収金額・取引内容・領収者の住所・氏名・領収印のあるもの)
②調停調書や和解調停作成費用の領収書原本
(収入印紙、切手代、戸籍謄本取得費等が対象。官公庁や郵便局発行の場合にはレシートでも可)
※①又は②のどちらか
- (3) 養育費の取り決めに交わした文書(公正証書、調停調書、和解調書等)の写し
- (4) 申請者名義の通帳の写し
- (5) 印鑑(朱肉を使用するもの)
※その他、必要に応じて追加の書類が必要となる場合があります。

[お申込み・問い合わせ先] 伊勢崎市子育て支援課 手当給付係
(市役所 東館2階28番窓口)
TEL0270-27-2750(直通)

